

佐賀県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十二年七月二日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林の所在場所

伊里市波多津町畑津字萩ノ平一九七四の一から一九七四の三まで、一九七五のイから一九七五のニまで、一九七六、一九八二の一、一九九四、二〇三八の一五から二〇三八の一七まで、二〇三八の二六から二〇三八の三一まで、二〇三八の三四から二〇三八の四五まで、二〇三八の第一三、字二又二〇四〇、二〇四〇の第一、二〇四一、二〇四二の一、二〇四二の二、二〇四九、二〇五一から二〇五五まで、二〇五六の一、二〇五六の口、二〇五七の一、二〇五七の二、二〇五八の五から二〇五八の一三まで、二〇五八の一五から二〇五八の一七まで、二〇五八の二〇、二〇五八の第一から二〇五八の第三まで、二〇六〇、二〇六一の一、二〇六一の二、二〇六三の一から二〇六三の四まで、二〇六三の七から二〇六三の一一まで、二〇六三の一二から二〇六三の二七まで、二〇六三の第一、二〇六三の第三、二〇六三の第五、二〇六四、二〇六五の一、二〇六五の二、二〇六五の口、二〇六六、二〇六九の二、二〇六九の七から二〇六九の一七まで、二〇六九の第一、二〇六九の第五、二〇六九の第六、二〇七〇の一、二〇七〇の二、二〇七二の二、二〇七八の二、二〇七八の四、二〇八〇、二〇八三、二〇九一の第一、二〇九一から二〇九四まで、二〇九五の第一、二〇九五の四から二〇九五の六まで、二〇九五の八、二〇九五の九、二〇九五の一、二〇九五の一二、二〇九五の一五、二〇九六の一、二〇九六の二、二〇九七の一、二〇九七の六、二〇九七の七、二〇九七の一四、二〇九七の

一六から二〇九七の一八まで、二〇九七の二一、二〇九七の二四から二〇九七の二八まで

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備

課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。(一)